平成２８年（フ）第２５１号
福岡県久留米市諏訪野町2775番地６　徳田ビル402号、前住所福岡県久留米市荒木町白口1881番地
破産者　上津遊雅幸
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６１号
兵庫県朝来市和田山町寺内312番地
破産者　菅井　潤治
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第６８８号
宮城県多賀城市下馬３丁目７番１―905号
破産者　永沢　　晋
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
埼玉県川越市清水町16番地15　（清水町２番館103号室）
破産者　悴田　　亘
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６０８号
埼玉県川越市川鶴３丁目２番地20　（サンビレッジＢ棟）
破産者　今井　禎宏
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４８６号
川崎市高津区久本３丁目４番８―605号、前住所川崎市高津区下作延２丁目14番15―402号ナイスアーバン溝の口
破産者　佐藤　和典
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７１２号
静岡市駿河区馬渕１丁目12番６号
破産者　大橋　用始
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１３号
静岡市駿河区馬渕１丁目12番６号
破産者　大橋　ゆき
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６６号
静岡県藤枝市小石川町３丁目５番１―101号県営住宅小石川団地Ｆ棟、旧住所静岡県藤枝市駅前１丁目７番５号
破産者　小林　　有
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１２号
愛知県小牧市常普請１丁目109番地
破産者　大久保行朗
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６１号
名古屋市瑞穂区膳棚町１丁目47番地　第１宏和ハイツ103号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区甲山町２丁目23番地の１
破産者　小椋　治一
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
京都府京丹後市網野町島津1578番地
破産者　池田　健造
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１１３号
広島県廿日市市福面３丁目17番９号
破産者　爲安　稚和
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５号
長崎県大村市松原本町24番地１
破産者　石川　俊彦
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目31番３号
破産者　池田　三雄
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目31番３号
破産者　池田　ふみ
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４０６号
鹿児島県日置市吹上町花熟里1662番地
破産者　下野　正一
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係